

奈 総 財 第 1 7 8 号

平成 1 9 年 1 1 月 9 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様

同 中和田 守 様

同 幾 田 邦 夫 様

同 高 杉 美根子 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 1 7 年 3 月 2 8 日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 1 6 年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

補助金等に関する事務執行状況について

1 1 (社)奈良市観光協会補助金(観光課)

【監査結果の要旨】

観光協会では専任職員が7名いるが、その職員人件費は奈良市補助金負担分と協会負担分がある。3名については100%補助、4名については3分の2を補助を行なうことになっている。

しかし、平成15年度については超過勤務手当が混在するものの別表のように職員人件費のうち1,219千円は補助対象外と考えられる。また、負担割合は予算策定時の協議事項と考えられるが、奈良市と観光協会の両者間で文書化しておく必要がある。

平成15年度収支計算書によると、2,840千円の繰越が生じている。その原因の1つは、補助対象事業にかかる支出の予算と決算で2,126千円の不用額が生じていることにある。決算額の縮小は経費縮減努力による部分もあると考えられるが、今後、繰越金を必要以上に増やさないようするために、まずは補助対象となる事業の精査を十分に行なうことが必要である。そのうえ基金での運用を決定する際に前期の繰越金額を考慮するなどの対策を検討すべきである。

【措置の内容】

(社)奈良市観光協会と協議し、本年度(平成19年度)より覚書の締結を行い、負担割合を文書化した。

外部監査の指摘以後、補助事業にかかる不用額は生じることなく、補助金に対する適正な執行が行なわれていると確認しています。

今後も補助対象となる事業の執行状況については十分な精査を行ないます。